

高畠町公告第 2 4 号

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公告

下記の委託業務について、次のとおり公募型プロポーザルを行うので、高畠町財務規則（昭和 6 1 年 3 月規則第 4 号）第 9 6 条の規定に準じて公告する。

令和 6 年 1 0 月 1 日

高畠町長 高梨 忠博

1 公募型プロポーザルに付する事項

- （1）業 務 名 高畠町新庁舎移転業務
- （2）履行場所 高畠町大字高畠地内
- （3）概 要 現庁舎、中央公民館及びげんき館から新庁舎への引っ越し業務
- （4）履行期間 契約の効力の発生する日の翌日から令和 7 年 5 月 3 1 日まで
- （5）提案限度額 1 4, 0 5 0, 0 0 0 円（税込）以内
- （6）担当部署 財政課新庁舎建設推進室

2 参加資格に関する事項等

「高畠町新庁舎移転業務」に係る公募型プロポーザル実施要領による

3 参加申込期間 令和 6 年 1 0 月 1 日（火）～令和 6 年 1 0 月 1 7 日（木）

4 本公告に対する問合せ先

高畠町財政課新庁舎建設推進室 電話 0 2 3 8 - 5 2 - 1 3 2 4